別紙様式第３（第７条関係）

実験施設等賃貸借契約書

貸付人　国立研究開発法人水産総合研究センター○○○○研究所長○○○○（以下「甲」という。）と，借受人○○○○（以下「乙」という。）との間において，次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）
第１条　賃貸借物件は，次のとおりとする。
（１）実験施設
名　　称
所　　在
分　　類
数　　量
（２）実験機器
名　　称
所　　在
分　　類
数　　量

名　　称
所　　在
分　　類
数　　量

（指定する用途）
第２条　乙は，賃貸借物件を実験施設等借用申請書に記載した使用目的の用途に自ら使用しなければならない。
２　乙は，前項の指定用途を甲の承認を得ないで変更してはならない。

（賃貸借期間）
第３条　賃貸借期間は，　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。
ただし，賃貸借期間の更新を受けようとするときは，賃貸借期間の満了２ヶ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料等）
第４条　貸付料等は下表のとおりとし，国立研究開発法人水産総合研究センターの発行する請求書により，支払わなければならない。
なお，「うち消費税及び地方消費税相当額」は，消費税法第２８条第１項及び第２９条の規定により算出されたもの並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出されたものである。

貸付料等項目	貸付料等	備　　考
直接経費　実験施設貸付料	円	
実験機器貸付料	円	
光熱水料	円	
維持管理費	円	
技術指導料	円	
間接経費	円	
計	円 （うち消費税及び地方消費税相当額　円）	

（貸付料等の改訂）
第５条　甲は，経済情勢の変動，規定の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には，貸付料等を改訂することができる。

（経費の負担等）
第６条　乙は，当該賃貸借物件の使用に要する直接的な消耗品類を負担しなければならない。
２　乙は，当該賃貸借物件に対して，地方税法第３４８条第６項括弧書きに規定する固定資産税の請求が市区町村から国立研究開発法人水産総合研究センターにあった場合は，翌年度に国立研究開発法人水産総合研究センターの発行する請求書により支払わなければならない。

（安全管理）
第７条　乙は，当該賃貸借物件の使用において，労働安全衛生法等関係法令を遵守し，安全管理に努めなければならない。

（物件保全義務等）
第８条　乙は，常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　乙は，賃貸借物件の取扱説明書を熟読するとともに，貸付時に国立研究開発法人水産総合研究センター職員が行う取扱説明に沿って，正しい運転操作と細心の注意を払って使用しなければならない。
３　乙は，賃貸借物件の所在する事業所内において，国立研究開発法人水産総合研究センターが秩序の維持及び環境の整備を図ることを目的として定めた規程等を遵守しなければならない。

（使用上の制限）
第９条　乙は，賃貸借物件を他の者に転貸し，又は担保に供してはならない。
２　乙は，賃貸借物件について，修繕・模様替えその他の行為をしようとするとき，又は使用計画を変更しようとするときは，事前に書面をもって甲の承諾を受けなければならない。
３　賃貸借物件の使用時間については，甲・乙協議のうえ決定する。

（技術者の配置）
第10条　乙は，国立研究開発法人水産総合研究センター職員の操作を要する実験施設等以外の実験施設等を借り受ける場合は，当該実験施設等に関する十分な知識と技術力を有する技術者を配置しなければならない。

（賃貸借契約の取消又は変更）
第11条　甲は，乙がこの契約に定める義務に違反した場合には，この契約を解除することができる。
２　甲が緊急その他やむを得ない事情により賃貸借物件に必要が生じたときは，これを優先するものとし，甲はこの契約を解除又は変更することができる。

（原状回復）
第12条　乙は，賃貸借期間が満了したとき，又は前条の規定により契約が解除されたときは，所定の機能及び性能等保持に関し国立研究開発法人水産総合研究センター職員の確認を受け，自己の負担で，甲の指定する期日までに，賃貸借物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし，甲が特に承認したときは，この限りではない。
２　乙が原状回復の義務を履行しないときは，甲は，乙の負担においてこれを行うことができる。この場合乙は，何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）
第13条　乙は，その責に帰する事由により，賃貸借物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは，当該滅失又はき損による賃貸借物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし，前条の規定により賃貸借物件を原状回復した場合は，この限りでない。
２　乙は，前項に掲げる場合のほか，本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
３　甲は，第11条第２項により乙に生じた損害に対する賠償の責を負わない。

（有益費等の請求権の放棄）
第14条　賃貸借契約の取消が行われた場合においては，乙は，賃貸借物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても，その費用等の償還の請求をすることができない。

（実地調査等）
第15条　甲は，賃貸借物件について随時に実地調査し，又は所要の報告を求め，その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）
第16条　この契約に関し疑義があるときは，甲・乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため，この契約書２通を作成し，甲・乙それぞれ記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

年　　月　　日

貸付人（甲）

借受人（乙）